

第6章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、幼児期の教育、保育及び子育て支援の関係者等の参画を積極的に得るなどして、計画の着実な実施や推進を図ります。

また、必要に応じて、市民の意見を聴取し、関係者等の協力を得ながら、社会全体、地域ぐるみで子ども・子育て支援の環境整備に向けた意識の醸成を図ります。

2. 計画の点検・評価

計画の推進にあたっては、本計画に基づく施策の進捗状況や計画の成果について、点検・評価を行います。

評価にあたっては、利用者の視点に立った指標を設定し、点検及び評価を毎年度行い、その結果を公表します。なお、計画に定める量の見込みが大きく変動する場合には、計画の一部見直しを必要に応じて行います。

